

(様式第1号)

平成25年度 芦屋市子ども・子育て会議 第1回子ども・子育て支援事業部会 会議録

日 時	平成25年10月31日(木) 15:00~17:00
場 所	芦屋市役所 北館2階 第3会議室
出 席 者	部会長 加納 多恵子 委 員 寺見 陽子 委 員 友廣 剛 委 員 半田 孝代 委 員 守上 三奈子 委 員 橋本 亮一 委 員 三柴 哲也 委 員 英 真希子 委 員 北川 知子 委 員 津村 直行 事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰 子ども・子育て支援事業部会関係課 こども課長 茶嶋 奈美 保育課長 本間 慶一 健康課長 越智 恭宏 教育委員会管理部管理課長 萩原 裕子 教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	1人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<確認・報告>

- (1) 部会での検討事項の確認
- (2) アンケート調査について(報告)(該当設問)

<協議>

- (1) 13事業の内容と芦屋市の現状について
- (2) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 平成25年度芦屋市子ども・子育て会議の部会の設置について
- 資料2 子ども・子育て支援新制度の概要について
- 資料3 芦屋市子ども・子育て支援新制度に関する計画策定 工程表
- 資料4 子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童用より抜粋）
- 資料5 地域子ども・子育て支援事業の概要と芦屋市の現状

3 審議経過

1 開会

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【部会長より挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

<確認・報告>

- (1) 部会での検討事項の確認

(部会長) それでは確認・報告事項1について説明をお願いします。

【事務局より部会での検討事項の確認について説明】

(部会長) ありがとうございました。部会のあり方や新制度について、事務局より説明がありましたが、何かご質問はありますでしょうか。

- (2) アンケート調査について（報告）（該当設問）

(部会長) 続いて確認・報告事項2の説明をお願いします。

【事務局よりアンケート調査について説明】

(部会長) 皆様ご質問はございますでしょうか。52%と回収率が低いのは残念です。これは全

体的な傾向でしょうか。今の若いお母さんの意識なのでしょうか。

(津村委員) 必ずしも意識が低いわけではなく、非常に質問事項が多く、この調査がどこまで反映されるかという周知の仕方も難しいと思います。

(部会長) 期待がないのでしょうか。

(津村委員) 阪神間を含めた近隣の状況をお聞きしますと、60%に達しているところはほとんどないようです。ただ、事務局が申しあげましたように、本来であれば今日が締め切りですから、今日出される方もいらっしゃることを踏まえて、集計に間に合うところまでは最大限回収していきたいと思います。もう1つは、今回のアンケートを配布するにあたって、アンケートの周知はもちろんですが、保育所、幼稚園、保護者の方への説明に職員が回りました。さらに、アンケートに協力していただきたいという通知文を送っております。また、再度保育所等をお願いしまして、アンケートの届いた保護者の方に協力していただきたいというポスターの掲示を要請しました。加えて、ホームページにも再度掲載し、文字放送にも協力をお願いをしました。現時点で市としてできる対応は、努力したと思います。

(部会長) ありがとうございます。他にご質問ございませんか。

(友廣委員) アンケートの回収率が悪いという議論をしても仕方がないと思います。回答率が高い自治体は、配り方を工夫していて、学校や幼稚園等の施設経由で行われているので、回収率も高くなります。この制度をまだ皆さんが理解されておらず、この制度によってどうなるかという重要度を理解されていないということが現状だと思います。

<協議>

(1) 13事業の内容と芦屋市の現状について

(部会長) 次に(1) 13事業の内容と芦屋市の現状について説明をお願いいたします。

【事務局より13事業の内容と芦屋市の現状について説明】

【事務局より保育課の事業説明】

(部会長) ありがとうございます。保育課の事業と新規事業について事務局からの説明でした。ここまでの所でご意見がありましたらお願いします。

(友廣委員) 新しい事業の①利用者支援について、今回の子ども・子育て支援制度の中で、まず保護者が子どもについて保育の認定を受けます。その保育認定は半年ごとに更新ということになりますか。

(事務局) 基本的には就学前のお子さんが保育を必要とするかどうか、3歳以上のお子さんが教育を必要とするかどうかという認定になるため、小学校に上がる前までの間は有効になると思います。ただ、例えば保育所の場所が変わる、あるいは就労から未就労になるといった状況に関しては随時窓口での更新になります。認定期間は、これから仕事をされる方といった条件があらかじめ分かっている方のみです。詳細が国から示されていないため、事務局で把握している段階です。

(友廣委員) 伺いたかったのは、認定を受けた後、半年もしくは1年に1回更新があるのかということですか。更新自体があるかないかということもまだ不明ということでしょうか。

もし、更新があるのであれば、このシステム自体が介護保険と同じ流れになると思います。

(事務局) 介護保険の場合、その方の認定期間は、介護度によって異なります。

(友廣委員) 介護保険にはケアマネージャーの存在があり、その方が調整や手続きを行っていると思いますが、①利用者支援が介護保険のケアマネージャーのようなものであるのかどうかを聞きたいと思います。

(津村委員) ケアマネージャーとは、かなり異なるものです。例えば、対象の方の介護度を決めるには2つの要因があります。1つは医師の診断、もう1つは実際に生活の中でどれだけ介護を要するかということです。これは、認定調査員がご自宅を訪問し、実際にどのような支援が必要であるのかという状況を確認します。この2つをベースに認定審査会というところで認定を行っております。今回の場合は、原則、就労している方が保育に欠ける時間をどう見るかという問題であるため、今、おっしゃった介護の話と考え方は似ていますが、内容はかなり違うものです。

(友廣委員) 手続きがかなり面倒になっていくイメージがあったため、そこをフォローするのがこの①の事業かと思いましたが、そうではないということでしょうか。

(事務局) マスコミの報道では、横浜の保育コンシェルジュがクローズアップされていますが、各区役所の窓口にはコンシェルジュがいます。介護保険のように、Aさん、Bさんそれぞれに担当が就くようなきめ細かいものではありませんが、市の窓口に来られた保護者の方が、保育所を申し込んでいるのに入れない状況で、保育・教育を提供することが行政の責任であるため、その方の第2の手段、第3の手段を提示していき、すべての方に漏れなく必要なサービスをコーディネートするという意味合いで考えております。

(部会長) よろしいでしょうか。続いてこども課より説明をお願いします。

【こども課より事業説明】

(部会長) ありがとうございます。ご質問はありますか。続いて健康課より説明をお願いします。

【健康課より事業説明】

(部会長) ありがとうございます。ご質問はありますか。

(橋本委員) ④乳児家庭全戸訪問事業の95%の訪問率について、新生児訪問件数が年々激減しているということは、新生児が年々減っているということでしょうか。

(越智課長) 新生児で訪問を希望する方が減っているということです。基本的に新生児の方で、1か月以降の訪問にまわっても問題のない方は1か月以降に訪問しております。母子の状況などによって早期に訪問する件数が24年度ではたまたま14件と少なかったということです。

(橋本委員) これは各家庭なり、かかりつけの医師から申告があつて、訪問が行われているのでしょうか。

(越智課長) 医師から本人の確認を取らずに保健センターへ連絡が来ることはありません。必ずご本人に確認をとった上で連絡していただいて訪問しています。

(橋本委員) ありがとうございます。

(英委員) 妊婦健診の助成を受けた数が平成24年度では803人で、訪問件数が731人と差があります。訪問率は95%ということでしたが、助成を受けている人を抜いたとしても、数が合わないのでは。

(越智課長) 訪問の期間が4か月間あり、助成事業との誤差が出ていると思われます。また、助成事業についても、14回が終わる方の年度がまたがる場合があり、数字が一緒になることはないということです。

(英委員) 妊婦の方で助成を受けられている方は、芦屋市で子どもを産み、そのまま子どもを育てられると考えてよろしいのでしょうか。

(越智課長) 基本的には芦屋市の病院で健診を受けられることが多いと思います。転出の方も若干いらっしゃいますが、ほとんどの方は芦屋市であると思います。

(部会長) 他よろしいでしょうか。

(寺見委員) 全戸訪問事業は全戸訪問するのではないのでしょうか。

(越智課長) 4か月乳児のいるすべての家庭を訪問しております。

(寺見委員) 先ほどの質問にもありました新生児訪問数が激減しているということについては、やはり、出生率が低下しているということでしょうか。

(越智課長) 新生児という1か月までにすべてまわるということではございません。

(寺見委員) 国がそのようにいっているのでしょうか。

(越智課長) 国は4か月までです。

(寺見委員) それでここは新生児でまわった件数ということですね。

(越智課長) はい。

(部会長) 他よろしいでしょうか。

(半田委員) 子育てセンターが20年前にできた時に関わりましたが、その時は子育て学習センターで、子育てを親も学習するという姿勢で始まりました。親育てや親の自立を妨げないように支援をしようということがありましたが、子育てを学習するところが少ないと感じました。

(部会長) こんにちは赤ちゃん事業の説明になりますので、それはまた後ほど聞くことにいたします。次に、青少年育成課から説明をお願いいたします。

【青少年育成課より事業説明】

(部会長) ありがとうございます。青少年育成課からの説明でしたが、何かご質問はございますでしょうか。

(英委員) 留守家庭児童会の先生は小学校の先生がされているのか、研修を受けた方がされているのでしょうか。

(田中課長) 今現在のところは特段の資格要件はありません。青少年育成課で行う書類審査と面接、先日からは作文によって非常勤嘱託職員として採用しています。その他の臨時的任用職員につきましては、面接によって採用しています。

(部会長) 年齢制限はありますか。

(田中課長) 非常勤嘱託職員は64歳までです。

(寺見委員) 教育委員会管轄の放課後の育成事業かと思いますが、厚生労働省管轄の学童保育は行われていないという理解でよろしいでしょうか。

(友廣委員) 場所が学校というだけで、これが放課後児童健全育成事業です。

(寺見委員) では教育委員会としてのあおぞら教室のような事業はないのでしょうか。

(田中課長) 放課後子どもプランとして、教室型と学童クラブ型という2種類あり、今申し上げたのは学童クラブ型で、教室型は全く別の事業です。芦屋市では生涯学習課が所管しております。主に小学校内で行っておりますが、その事業は学童クラブの留守家庭児童会とは全く別の事業となっております。

(寺見委員) 放課後子どもプランが出たときに一体化していくというお話があったので。

(田中課長) 理想的にはそのような形でいわれていますが、実態としては、全く別の事業で進んでおります。

(寺見委員) 特に有資格者の保育士や小学校の先生が行っているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

(田中課長) 資格要件としては、今ございません。実態として、多くの指導員が保育士や教員免許を持っていますが、全員ではありません。

(事務局) 芦屋市がいわゆる児童福祉法による学童を教育委員会が持っているということは、学校の敷地内で活用して行っているということが起こりですから、他市と違いますので、所管が教育委員会になっております。

(寺見委員) わかりました。

(友廣委員) 資料5の12ページの⑩病児・病後児保育事業の費用負担について、事業主3分の1とありますが、この事業主が分からないため教えていただきたいと思います。また、⑨延長保育事業も同様に事業主が分かりません。他に国2分の1、市2分の1ということは、県からは出ないのでしょうか。もし新制度になった場合のお金の流れとして、例えば学童保育は国3分の1、県3分の1、市3分の1とありますが、ここが国3分の2という交付金になった場合、どのようになるのでしょうか。今、県からは出ないという議論になっているかと思えます。また、ニーズ調査で各事業のニーズ量が出てきた後、ニーズのある事業を市として実施する体制を整えて、国に申請をすれば、必ずお金が出るのでしょうか。ニーズはあるが事業ができないという事態になってしまうのかということをお聞きしたいと思えます。

(部会長) まず事業主についてお願いします。

(事務局) 事務局の方でわかる範囲でお答えさせていただきます。資料5の四角で囲んだ部分は、国がホームページ等で示している事業の骨格です。芦屋市の現状ではありません。こちらは基準検討部会ではないため、あまり費用負担のことを申し上げることを控えておりましたが、基本的には、国もしくは県の補助事業で行っております。国2分の1、市2分の1は、安心こども基金という国がつくった基金があります。その基金を都道府県に振り分けて、それを市に規模や事業内容によって基金を補助金として出しているため、大元は国ですが、本市は県補助金としていただいています。この2分の1、4分の1、6分の1という割合は、あくまでも国が想定している割合で、このよ

うに運営すると、国も自治体も安定運営できるであろうということが元になっています。例えば、児童1人あたりにこれだけ、妊婦健診1回あたりにこれだけといった額を上乗せして、総額の一部を国がみるため、残りは市や事業主がみるということになります。先ほどおっしゃった病児・病後児や延長保育は、すべて保育所や他の機関で実施しています。この3分の1はあくまでも国が定めた割合であるため、芦屋市は、病児・病後児を芦屋病院の保育ルームにお願いをするときには、この国基準のベースに基づいて行いますが、それでは賄いきれません。人件費や管理費など、不足分を市が上乗せして実施するという事です。例えば1か所の病児・病後児ルームに1,000万を出すとすると、そのうちの3分の1は市の補助として出すということですから、市がもらえるのは約330万という仕組みです。それでできていない不足を市が上乗せして行っているということ。将来的には、これが施設型給付という幼稚園、保育所の給付とこの支援事業との給付の違いになります。施設型給付は、国がダイレクトにこれだけの割合を出すと決めますが、この支援事業は地域の独自性を生かした事業に対して評価をします。名乗りを上げたところが1か所あれば、国が定めた基準に見合う2分の1もしくは4分の1の補助金をもらいます。仮に、ファミリー・サポート・センターが、合計1,000人のサポーターと利用者がいらっしやいます。ニーズが2,000あるとすると、その2,000になるように、市として会員が増えるような仕組みを行うという目標を掲げて啓発を行います。そして、5年後には、今の1,000を2,000まで受けられるように会員数を上げていきますということ。例えば、その内の一部の方は保育ニーズや地域のボランティアで賄えるだろうという予想をしながら、ニーズに見合った確保方策をしていくということですから、それに対して、ペナルティや補助金のカットが出てくるのかは全く読めませんが、目標に近づけて名乗りを上げてやっていくということは国も評価してもらえるものだと思います。

(津村委員) 例えば介護保険では、20%は国が出します。国からの負担金として入ってきますが、補助金というのは非常にあいまいで一応国は2分の1か3分の1で入っております。元々の部分が補助対象経費に対して2分の1や3分の1となりますので、1,000万を補助対象経費の場合、実際その事業を行うときに1,500万かかっている、国からは補助対象経費の一部と、加えて、国で通った予算の範囲内でしか出せないという仕組みが補助金の仕組みです。負担金は、当初の予算にあらうが無かろうが、決められた費用負担分は出すということ。補助金の先ほどの割合を必ず国がみてくれるかという、市の側からするとみてくれません。

(友廣委員) 一般市民として、きちんと社会保障を手当てするから消費税を増税させるという意味で受け止めていると思います。今よりも増税されたら、現状実施されている事業よりももっと充実したものにしてもらえると思います。

(半田委員) 乳幼児の全戸訪問をするときに、地域の人と親しくなりたいかという紙を入れることになっていますが、民生委員や地域の人と親しくしたいという回答が返ってくる数が95%という訪問率に対してとても少ないと思います。それはどのような理由でしょうか。訪問する保健師の方によるのでしょうか。

(越智課長) そのようなご心配はないです。地域福祉の一貫であり、地域で孤立化しないような地域福祉課、こども課、民生委員・児童委員の方にお世話になって進めてもらって

る事業だと紹介しています。ただ、今のご家庭で、指導員が行く場合でもすんなりおうちの中には入れていただけないということがあります。地域に溶け込めていないところがあると思います。ますます地域で関わる事業やご両親の学習などで、地域での関わりや育児の仕方などもいろいろと勉強していただいたり、こちらも保健師が行った際にいろいろとお話しをさせていただきます。こちらが全然説明していないということではありません。

(半田委員) 訪問した時にいろいろな資料があつて、その中に埋もれてしまつてはと思ひました。以前その用紙を知らないお母さんも見えたので、保健師の方が訪問される時には忘れずに言つていただきたいと思ひます。

(越智課長) 年に2回ほど研修をしており、その際には必ず話をしてはいますが、今後も周知していきたくと思ひます。

(部会長) 何より、地域から孤立している親子が増えてきています。その第一歩の手段として、民生委員の方々が頑張つていらっしゃるのをご協力をよろしくお願ひします。そろそろ時間が参りましたので、最後に事務局より連絡させていただきますでしょうか。

(2) その他連絡事項

【事務局より事務連絡】

(部会長) ありがとうございます。寺見先生より一言お願ひいたします。

(寺見委員) これからの新しい仕組みづくりに向けて皆さんと一緒に考えていけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(部会長) 本日は、皆様ありがとうございます。

<閉会>